

秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 双方又は一方が性的指向や性自認に係る性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約した関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップを結ぶ二人とファミリーシップ対象者（パートナーシップを結ぶ二人の双方又は一方と生計を一にする子（養子を含む。）、親（養親を含む。）（以下「子等」という。）その他市長が認める者をいう。以下同じ。）が家族として協力し合う関係をいう。

(届出の対象者)

第3条 パートナーシップ・ファミリーシップの届出をすることができる者は、パートナーシップ又はパートナーシップ及びファミリーシップを形成し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかの要件に該当すること。
 - ア 双方が市内に住所を有していること。
 - イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が届出の日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が届出の日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。
- (4) 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (5) 届出をしようとする相手以外にパートナーシップその他類似の関係にある者がいないこと。

(届出の方法)

第4条 届出をしようとする者（以下この項において「届出者」という。）は、双方が秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（様式第1号。以下「届

出書」という。)に署名の上、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、届出者が自ら署名できないときは、当該届出者以外の者に代筆させることができる。

- (1) 届出者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出の日前3か月以内に発行されたものに限る。）（市内に住所を有する場合に限る。）
 - (2) 届出者の戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書、独身証明書その他婚姻をしていないことが確認できる書類（届出の日前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) 届出者の子等その他市長が認める者であることを確認できる書類（ファミリーシップの届出を行う場合に限る。）
 - (4) 届出者の双方又は一方とファミリーシップの対象者の生計が同一であることが確認できる書類（ファミリーシップの届出を行う場合に限る。）
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項ただし書の規定は、第6条第1項の規定による申請並びに第7条第1項及び第8条の規定による届出に準用する。
- 3 市長は、第1項の規定により届出書を提出した者が本人であることを確認するために、次に掲げる書類の提示を求めることができる。
- (1) 本人の顔写真が貼付された官公署が発行した証明書
 - (2) 前号に掲げる証明書を所持していないときは、本人であることを確認できると市長が認める書類
- 4 前項の規定は、第6条第1項の規定による申請並びに第7条第1項及び第8条の規定による届出に準用する。
- （受理証明書等の交付）

第5条 市長は、届出書の提出があったときは、内容を審査し、前2条に規定する要件を満たしていると認めたときは、秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書（様式第2号。以下「受理証明書」という。）及び秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード（様式第3号）（以下これらを「受理証明書等」という。）に届出書の写しを添えて交付するものとする。ただし、要件を満たしている場合で、第3条第2号イ又はウに該当するときは、秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受付票（様式第4号。以下「受付票」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、前項ただし書の規定により受付票の交付を受けた者が第3条第2号アに該当することとなり、かつ、第7条第1項の規定による届出があったときは、

受理証明書等に届出書の写しを添えて交付するものとする。ただし、届出の日から3か月を経過した場合は、この限りでない。

(受理証明書等の再交付)

第6条 受理証明書等の交付を受けた者（以下「届出者」という。）は、紛失、破損等の事情により受理証明書等の再交付を希望するときは、秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書が提出された場合において、再交付することが適当であると認めるときは、受理証明書等を再交付するものとする。

3 前項の規定により受理証明書等の再交付を受けた者は、紛失した受理証明書等を発見したときは、速やかに市長に返還しなければならない。

(届出内容の変更)

第7条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届（様式第6号。以下「内容変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者が市内に転入したとき。
- (2) 届出者が市内で転居したとき。
- (3) 届出者の氏名に変更があったとき。
- (4) ファミリーシップを解消するとき。
- (5) ファミリーシップを結ぶ者を追加するとき。
- (6) その他届出内容に変更が生じたとき。

2 内容変更届には、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号に該当するとき 次に掲げる書類
 - ア 受付票
 - イ 転入した者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 前項第2号に該当するとき 転居した者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (3) 前項第3号に該当するとき 氏名の変更があった者の戸籍個人事項証明書
- (4) 前項第5号に該当するとき 次に掲げる書類
 - ア 届出者の子等その他市長が認める者であることを確認できる書類
 - イ 届出者の双方又は一方とファミリーシップの対象者の生計が同一であることが確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、内容変更届の提出があった場合（第1項第1号に該当する場合を除く。）で、受理証明書等の記載内容に変更が必要なときは、変更後の受理証明書等を当該届出者に交付するものとする。

4 前項の規定により受理証明書等の交付を受けた者は、変更前の受理証明書等を速やかに市長に返還しなければならない。

（受理証明書等の返還）

第8条 届出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、秩父市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届（様式第7号）に、受理証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) パートナーシップを解消したとき。

(2) 届出者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条各号（同条第2号イ及びウを除く。）に掲げる要件に該当しなくなったとき（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。）。

（届出の無効）

第9条 次の各号のいずれかに該当する届出は、無効とする。ただし、第1号から第3号までに該当する場合は、当該各号の規定に該当する事由が生じた時から将来に向かってのみ無効とする。

(1) パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないとき。

(2) 第3条各号に掲げる要件を満たしていないとき（転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除く。）。

(3) 第7条第1項第1号の規定による届出が届出の日から3か月以内に提出されないとき。

(4) 届出の内容に虚偽があったとき。

(5) その他不正な手段により受理証明書等の交付を受けたこと又は受理証明書等を不正に使用したことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により無効とした届出（以下「無効届出」という。）に係る受理証明書の交付番号（受理証明書ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

3 市長は、無効届出をした者に対し、受理証明書等の返還を命じることができる。

（通称の使用）

第10条 届出その他この要綱に基づく手続においては、性別違和その他市長が理

由があると認めるときは、戸籍上の氏名と併せて通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称を使用するときは、日常生活において当該通称を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

（配慮事項）

第11条 職員は、この要綱の趣旨を尊重し、届出者に十分配慮するものとする。

（周知啓発）

第12条 市長は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の趣旨が適切に理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知啓発に努めるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。